【掲載内容に関する問い合わせ先】
長崎県 県民生活部 統計課 商工勤労統計班
電　話：095-895-2226（直通）
ＦＡＸ：095-895-2565

2018 年漁業センサス結果の概要

（平成 30 年 11 月 1 日現在）

― 海面漁業の漁業経営体数は 22.0%減少 ―

本調査は、漁業の生産構造･就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通･加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画･立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として 5 年に 1 度実施される基幹統計調査です。

なお、全国版については、農林水産省から公表されています。

【調査結果の概要】

１．海面漁業調査

（１）漁業経営体数（図１・表１）

平成 30 年 11 月 1 日現在における長崎県の海面漁業の漁業経営体数は 5,995 経営体で、平成 25 年調査(以下「前回調査」という。）に比べ 1,695 経営体(22.0%)減少した。

全国合計は 79,142 経営体で、本県はその 7.6%を占めており、前回調査同様、北海道に次いで全国２位であった。

図1　漁業経営体数の推移

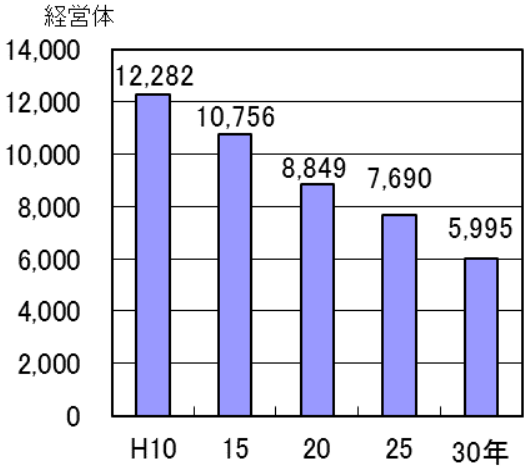

表1　地域別漁業経営体数

単位:経営体

区分	総数	長崎西海西彼	佐世保平戸松浦･北松	島原雲仙南島原	諫早大村東彼	五島南松	壱岐	対馬	全国	全国に占める割合
平成25年	7,690	1,182	1,715	773	436	1,221	741	1,622	94,507	8.1
平成30年	5,995	925	1,418	622	324	854	578	1,274	79,142	7.6
H30構成比	100.0	15.4	23.7	10.4	5.4	14.2	9.6	21.3	－	－
増減率(%)	△ 22.0	△ 21.7	△ 17.3	△ 19.5	△ 25.7	△ 30.1	△ 22.0	△ 21.5	△ 16.3	－

（２）漁業就業者数（図２）

漁業就業者は 11,715 人で、前回調査と比べ 2,595 人(18.1%)減少した。

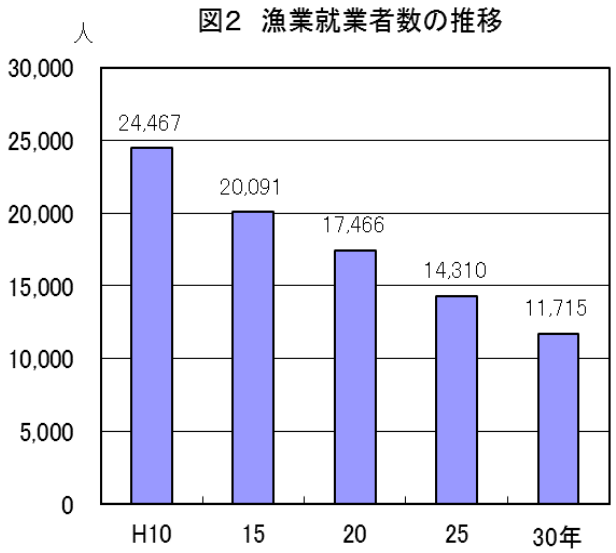

（３）漁船隻数（図３）

漁業経営体が過去１年間に漁業生産に使用し、調査期日現在で保有している漁船の総隻数は 9,905 隻で、前回調査と比べ 2,120 隻(17.6%)減少した。

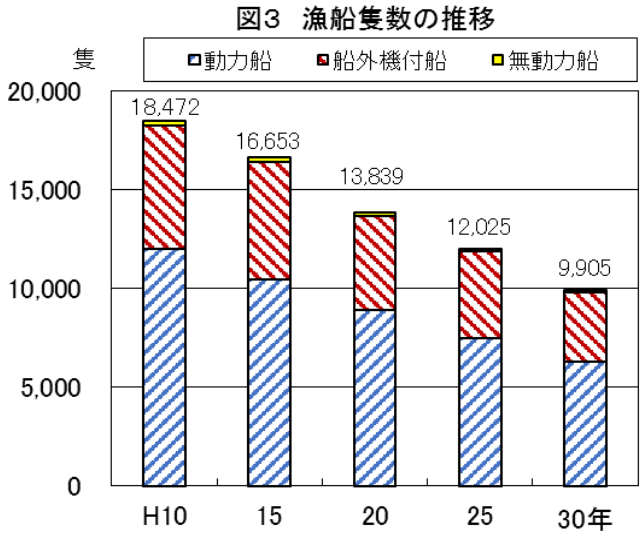

【調査結果】

１．海面漁業

（１）漁業経営体数

ア）経営組織別漁業経営体数（表２）

漁業経営体を経営組織別にみると、「個人経営体」は 5,740 経営体（全漁業経営体数に占める割合 95.7%）、「団体経営体」は 255 経営体（同 4.3%）で、前回調査に比べそれぞれ 22.7%、5.2%減少した。

表2 経営組織別漁業経営体数

区　分	平成30年	平成25年	構成比		増減率
			平成30年	平成25年	
	経営体	経営体	%	%	%
漁業経営体数	5,995	7,690	100.0	100.0	△ 22.0
個人経営体	5,740	7,421	95.7	96.5	△ 22.7
団体経営体	255	269	4.3	3.5	△ 5.2
会社	223	224	3.7	2.9	△ 0.4
漁業協同組合	12	15	0.2	0.2	△ 20.0
共同経営	18	26	0.3	0.3	△ 30.8
その他	2	4	0.0	0.1	△ 50.0

漁業経営体とは、過去1年間（平成 29 年 11 月1日～平成 30 年 10 月 31 日。以下同じ。）に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

イ）経営体階層別漁業経営体数（表３）

漁業経営体を経営体階層別にみると、構成比に大きな変化はないが、前回調査に比べ大規模漁業層を除きどの階層とも減少している。

表3 経営体階層別漁業経営体数

区　分	平成30年	平成25年	構成比		増減率
			平成30年	平成25年	
	経営体	経営体	%	%	%
漁業経営体数	5,995	7,690	100.0	100.0	△ 22.0
沿岸漁業層	5,662	7,317	94.4	95.1	△ 22.6
海面養殖層	556	617	9.3	8.0	△ 9.9
中小漁業層	328	369	5.5	4.8	△ 11.1
大規模漁業層	5	4	0.1	0.1	25.0

経営体階層：漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により区分した階層。

ウ）漁獲物出荷先別漁業経営体数（表４）

漁業経営体を漁獲物出荷先別にみると、「漁業協同組合の市場又は荷さばき所」が 4,453 経営体（同 74.3%）で最も多く、次いで「漁業協同組合以外の卸売市場」が 1,658 経営体（同 27.7%）となっている。

表4　漁獲物・収穫物の出荷先別漁業経営体数（複数回答）

区　　分	平成30年	平成25年	構成比		増減率
			平成30年	平成25年	
	経営体	経営体	%	%	%
漁業経営体数（実数）	5,995	7,690	100.0	100.0	△ 22.0
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	4,453	5,650	74.3	73.5	△ 21.2
漁業協同組合以外の卸売市場	1,658	2,011	27.7	26.2	△ 17.6
流通業者・加工業者	475	590	7.9	7.7	△ 19.5
小売業者・生協	402	515	6.7	6.7	△ 21.9
消費者に直接販売	973	1,568	16.2	20.4	△ 37.9
外食産業	107	－	1.8	－	△ 25.9
その他	228	452	3.8	5.9	
	335		5.6		

※複数回答項目のため、出荷先別の合計と漁業経営体数（実数）は一致しない。
平成30年調査において、「その他」から「外食産業」を分離して新たに調査項目として設定している。
増減率は平成25年値と比較するため、「外食産業」と「その他」の合計で算出した。

エ）漁獲販売金額別漁業経営体数（表５）

漁業経営体を漁獲販売金額別にみると、「100 万円未満」が 2,068 経営体（同 34.5%）で最も多く、次いで「100 万円～300 万円」が 1,537 経営体（同 25.6%）となっている。

表5 漁獲販売金額別経営体数

	平成30年	平成25年	構成比	
			平成30年	平成25年
漁業経営体数計	5,995	7,690	100.0	100.0
100 万円未満	2,068	3,127	34.5	40.7
100 万円 ～ 300 万円	1,537	1,945	25.6	25.3
300 万円 ～ 500 万円	807	944	13.5	12.3
500 万円 ～ 1,000 万円	770	847	12.8	11.0
1,000 万円 ～ 2,000 万円	358	372	6.0	4.8
2,000 万円 ～ 5,000 万円	227	224	3.8	2.9
5,000 万円 ～ 1 億円	88	102	1.5	1.3
1 億円以上	140	129	2.3	1.7

※「100万円未満」は、「販売金額なし」を含む。

オ）営んだ漁業種類別漁業経営体数（表６）

漁業経営体を営んだ漁業種類別にみると、「その他の釣」が 2,581 経営体（同 43.1%）で最も多く、次いで「沿岸いか釣」1,515 経営体（同 25.3%）、「採貝・採藻」1,483 経営体（同 24.7%）となっている。

表6 営んだ漁業種類別経営体数（複数回答）

			平成30年	平成25年	構成比 平成30年	構成比 平成25年
			経営体	経営体	%	%
漁業経営体数（実数）			5,995	7,690	100.0	100.0
底引き網	以西底びき網		−	2	−	0.0
	小型底びき網・その他		453	624	7.6	8.1
船びき網			243	302	4.1	3.9
まき網	大中型まき網		12	13	0.2	0.2
	中・小型まき網		62	74	1.0	1.0
刺網			1,226	1,438	20.5	18.7
さんま棒受網			1	1	0.0	0.0
大型定置網			48	46	0.8	0.6
小型定置網			280	333	4.7	4.3
その他の網漁業			277	364	4.6	4.7
はえ縄			624	675	10.4	8.8
釣	沿岸いか釣		1,515	1,822	25.3	23.7
	ひき縄釣		1,012	1,060	16.9	13.8
	その他の釣		2,581	3,448	43.1	44.8
潜水器漁業			29	53	0.5	0.7
採貝・採藻			1,483	1,860	24.7	24.2
その他の漁業			1,278	1,489	21.3	19.4
海面養殖	魚類養殖	ぎんざけ養殖	1	−	0.0	−
		ぶり類養殖	72	95	1.2	1.2
		まだい養殖	85	88	1.4	1.1
		ひらめ養殖	8	9	0.1	0.1
		くろまぐろ養殖	48	49	0.8	0.6
		とらふぐ養殖	83	−	1.4	−
		その他の魚類養殖	58	144	1.0	1.9
			141		2.4	
	かき類養殖		216	267	3.6	3.5
	わかめ類養殖		92	125	1.5	1.6
	のり類養殖		32	49	0.5	0.6
	真珠養殖		75	91	1.3	1.2
	真珠母貝養殖		60	96	1.0	1.2
	その他の養殖		176	171	2.9	2.2

※複数回答項目のため、漁業種類別の合計と漁業経営体数（実数）は一致しない。

平成30年調査において「その他の魚類養殖」から「とらふぐ養殖」を分離して新たに調査項目として設定している。

カ）専・兼業別個人経営体数（表７）

漁業経営体のうち、個人経営体を専・兼業別にみると、「専業」が 3,599 経営体（全個人経営体数に占める割合 62.7%）で最も多くなっている。

表7　専･兼業別個人経営体数

区　　分	平成30年	平成25年	構成比		増減率
			平成30年	平成25年	
	経営体	経営体	%	%	%
個人経営体数	5,740	7,421	100.0	100.0	△ 22.7
専　　業	3,599	4,226	62.7	56.9	△ 14.8
第１種兼業	1,078	1,690	18.8	22.8	△ 36.2
第２種兼業	1,063	1,505	18.5	20.3	△ 29.4

第1種兼業：個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きい場合をいう。

第2種兼業：個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きい場合をいう。

キ）基幹的漁業従事者の年齢区分別個人経営体数（表８）

個人経営体を基幹的漁業従事者の年齢区分別にみると、「70 歳以上」が 2,204 経営体（同 38.4%）で最も多くなっている。

また、構成比でみると、全体の約 7 割を 60 歳代以上が占めている。

表8　基幹的漁業従事者の年齢区分別個人経営体数

区　　分	平成30年	平成25年	構成比		増減率
			平成30年	平成25年	
	経営体	経営体	%	%	%
個人経営体数	5,740	7,421	100.0	100.0	△ 22.7
海上作業従事世帯員がいる	5,740	7,421	100.0	100.0	△ 22.7
29歳以下	35	37	0.6	0.5	△ 5.4
30～39歳	153	195	2.7	2.6	△ 21.5
40～49歳	448	636	7.8	8.6	△ 29.6
50～59歳	900	1,512	15.7	20.4	△ 40.5
60～69歳	2,000	2,460	34.8	33.1	△ 18.7
70歳以上	2,204	2,581	38.4	34.8	△ 14.6
海上作業従事世帯員がいない	－	－	－	－	－

基幹的漁業従事者：個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

ク）兼業種類別個人経営体数（表９）

前回調査と比べて専業の個人経営体の構成比が増加し、兼業の個人経営体の構成比が減少している。

表9 兼業種類別個人経営体数（複数回答）

区分	経営体数		構成比	
	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年
	経営体	経営体	%	%
個人経営体数（実数）	5,740	7,421	100.0	100.0
専業の個人経営体数（実数）	3,599	4,226	62.7	56.9
兼業の個人経営体数（実数）	2,141	3,195	37.3	43.1
自営業	1,347	1,900	23.5	25.6
水産物の加工	93	134	1.6	1.8
漁家民宿	61	59	1.1	0.8
遊漁船業	138	163	2.4	2.2
漁家レストラン	10	－	0.2	－
農業	502	－	8.7	－
小売業	53	－	0.9	－
その他	490	1,544	8.5	20.8
	1,055		18.3	

※平成30年調査において「その他」から「漁家レストラン」、「農業」及び「小売業」を分離して新たに調査項目として設定している。

ケ）自家漁業の後継者有無別個人経営体（図４）

自家漁業を営む個人経営体のうち、「後継者あり」は662経営体（同11.5%）、「後継者なし」は5,078経営体であった。

図4 後継者の有無別個人経営体数

後継者：満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の者をいう。

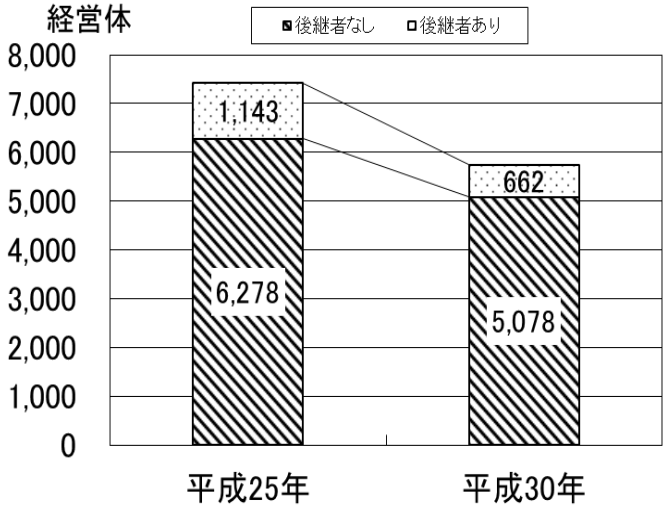

（２）漁業就業者数

ア）自営・雇われ別漁業就業者数（表１０）

平成 30 年の漁業就業者は 11,715 人で、前回調査に比べ 2,595 人（18.1%）減少した。漁業就業者を自営・雇われ別にみると、「自家漁業のみに従事」は 6,894 人（全漁業就業者数に占める割合 58.8%）、「漁業雇われ」は 4,360 人（同 37.2%）であった。

表10 自営･雇われ別漁業就業者数

区分	漁業就業者数		構成比		増減率
	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	
	人	人	%	%	%
漁業就業者	11,715	14,310	100.0	100.0	△ 18.1
自家漁業のみに従事	6,894	9,218	58.8	64.4	△ 25.2
漁業従事役員	461 } 4,821	－	3.9 } 41.1	－	△ 5.3
漁業雇われ	4,360	5,092	37.2	35.6	

※平成30年調査において「漁業雇われ」から「漁業従事役員」を分離して新たに調査項目として設定している。
増減率は平成25年値と比較するため、「漁業従事役員」と「漁業雇われ」の合計で算出した。

漁業就業者：満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

イ）年齢階層別漁業就業者数（図５・表１１）

漁業就業者を年齢階層別にみると、「65～69 歳」は高齢化の影響もあり、前回調査に比べ増加しているものの全体的に減少傾向にある。

表11 年齢階層別漁業就業者数

区分	平成30年	平成25年	構成比		増減率
			平成30年	平成25年	
	人	人	%	%	%
漁業就業者計	11,715	14,310	100.0	100.0	△ 18.1
15 ～ 19 歳	84	127	0.7	0.9	△ 33.9
20 ～ 24 歳	260	286	2.2	2.0	△ 9.1
25 ～ 29 歳	344	485	2.9	3.4	△ 29.1
30 ～ 34 歳	450	561	3.8	3.9	△ 19.8
35 ～ 39 歳	555	641	4.7	4.5	△ 13.4
40 ～ 44 歳	636	866	5.4	6.1	△ 26.6
45 ～ 49 歳	775	1,008	6.6	7.0	△ 23.1
50 ～ 54 歳	942	1,383	8.0	9.7	△ 31.9
55 ～ 59 歳	1,281	1,810	10.9	12.6	△ 29.2
60 ～ 64 歳	1,694	2,254	14.5	15.8	△ 24.8
65 ～ 69 歳	1,846	1,617	15.8	11.3	14.2
70 ～ 74 歳	1,214	1,522	10.4	10.6	△ 20.2
75 歳以上	1,634	1,750	13.9	12.2	△ 6.6
再掲					
15 ～ 64 歳	7,021	9,421	59.9	65.8	△ 25.5
65 歳以上	4,694	4,889	40.1	34.2	△ 4.0

図5　年齢階層別漁業就業者数

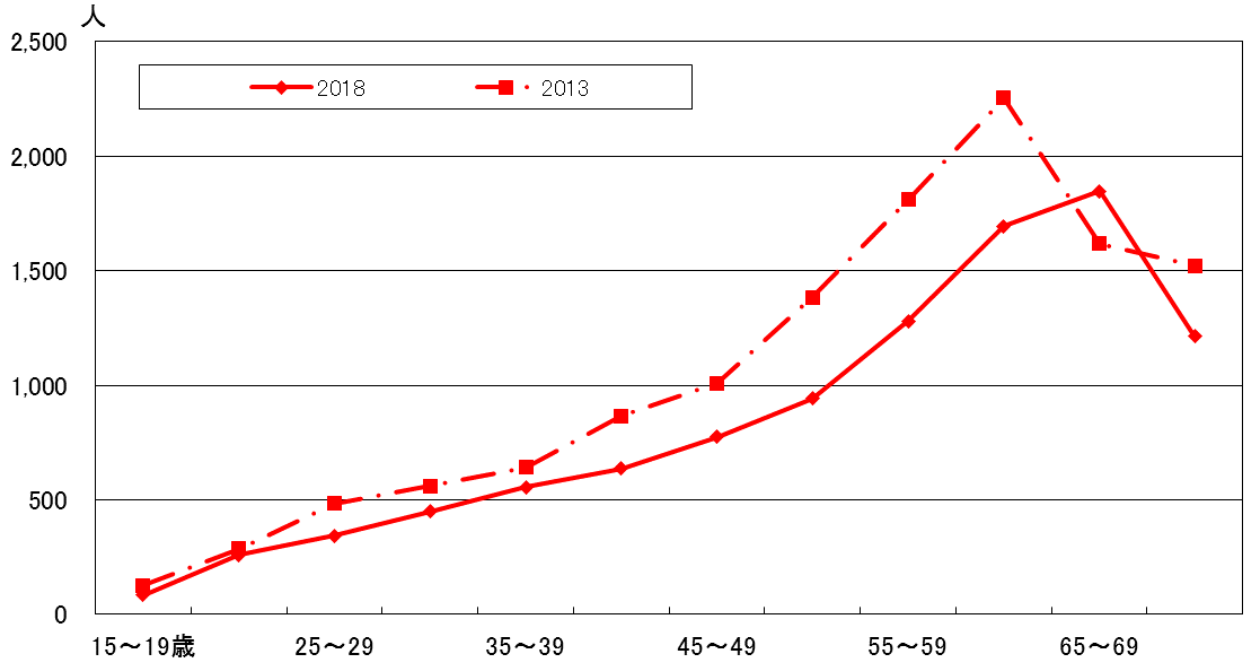

ウ）新規漁業就業者数（表１２）

平成 30 年の新規就業者は 151 人で、前回調査に比べ 42 人（38.5%）増加した。

表12　新規就業者数

	新規就業者数		構成比		増減率
	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	
	人	人	%	%	%
新規就業者数	151	109	100.0	100.0	38.5
自家漁業のみ	25	44	16.6	40.4	△ 43.2
漁業雇われ	126	65	83.4	59.6	93.8

新規就業者：過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

（３）漁船隻数（表１３）

漁業経営体が過去１年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は 9,905 隻で前回調査に比べ 2,120 隻（17.6%）減少した。

種類別にみると、無動力漁船 79 隻（漁船総隻数に占める割合 0.8%）、船外機付漁船 3,520 隻（同 35.5%）、動力漁船 6,306 隻（同 63.7%）で、それぞれ 28.8%、21.1%、15.4%減少した。

表13　漁 船 隻 数

区　分	漁船隻数		構成比		増減率
	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	
	隻	隻	%	%	%
漁船総隻数	9,905	12,025	100.0	100.0	△ 17.6
無動力漁船隻数	79	111	0.8	0.9	△ 28.8
船外機付漁船隻数	3,520	4,459	35.5	37.1	△ 21.1
動力漁船	6,306	7,455	63.7	62.0	△ 15.4
1トン未満	353	338	3.6	2.8	4.4
1 ～ 3	1,439	1,793	14.5	14.9	△ 19.7
3 ～ 5	2,810	3,474	28.4	28.9	△ 19.1
5 ～ 10	978	1,088	9.9	9.0	△ 10.1
10 ～ 20	658	672	6.6	5.6	△ 2.1
20 ～ 30	3	5	0.0	0.0	△ 40.0
30 ～ 50	1	8	0.0	0.1	△ 87.5
50 ～ 100	21	30	0.2	0.2	△ 30.0
100 ～ 150	5	12	0.1	0.1	△ 58.3
150 ～ 200	11	8	0.1	0.1	37.5
200 ～ 350	26	25	0.3	0.2	4.0
350 ～ 500	1	1	0.0	0.0	0.0
500 ～ 1,000	－	1	－	0.0	－
1,000トン以上	－	－	－	－	－

漁船：過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したもので、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

無動力漁船：推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船：無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。

動力漁船：推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進

【調査の概要】

1　調査の目的

2018 年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2　根拠法規

2018 年漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第２条第４項に基づく基幹統計（基幹統計である漁業構造統計を作成する調査）として、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）に基づき実施している。

3　調査体系の概要（都道府県を経由して調査を実施するのは赤枠で囲った調査のみ。）

<table>
<tr><th colspan="2">調査の種類</th><th>調査の系統</th><th>調査の方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">海　面
漁業調査</td><td>漁業経営体調査</td><td>農林水産省
｜
都道府県
｜
市区町村
｜
統計調査員
｜
調査対象</td><td>調査員調査又は
オンライン調査
（調査員調査は自計申告を基本とし、面接調査も可能。）</td></tr>
<tr><td>海面漁業地域調査</td><td rowspan="5">農林水産省
｜
地方組織
｜
（統計調査員）
｜
調査対象</td><td>郵送調査又は
オンライン調査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内 水 面
漁業調査</td><td>内水面漁業経営体調査</td><td>調査員調査又は
オンライン調査
（調査員調査は自計申告を基本とし、面接調査も可能。また、郵送により配布し、回収を郵送又は職員が行うことも可能。）</td></tr>
<tr><td>内水面漁業地域調査</td><td rowspan="2">郵送調査又は
オンライン調査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">流通加工
調　　査</td><td>魚市場調査</td></tr>
<tr><td>冷凍・冷蔵、水産加工場調査</td><td>調査員調査又は
オンライン調査</td></tr>
</table>

4　調査の対象（以降、海面漁業調査漁業経営体調査についてのみ記載する。）

・海面漁業調査

・漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

5　調査事項

・海面漁業調査

・漁業経営体調査

(ｱ) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(ｲ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6　調査期日

平成 30 年 11 月 1 日現在で実施した。

7　調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

8　調査項目の見直し

(1)　前回調査（2013 年）まで、個人経営体の漁業に従事した世帯員のみについて男女別、年齢階層、海上作業従事日数、海上作業従事日数が最も多かった漁業種類等を把握してきたが、今回調査では、団体経営体の経営主や海上作業・陸上作業において責任のある者（役員等）及び雇用者であって船長や漁ろう長等の役職に就く者についても個人経営体の漁業に従事した世帯員と同様の事項を新たに把握した。

また、いずれの者も海上作業従事日数だけでなく、陸上作業を含む自家漁業の従事日数を新たに把握するとともに、海上作業日数が多かった漁業種類を１～３位まで把握した。

(2)　個人経営体において経営主以外の漁業に従事した世帯員が当該経営体の経営方針の決定に関わっているかどうかを新たに把握した。

(3)　漁業経営体が営んだ漁業種類について、「その他の魚類養殖」に含めていた「とらふぐ養殖」を分離するとともに、「とらふぐ養殖」の養殖場の施設面積を新たに把握した。また、「まぐろ類養殖」としていた名称を「くろまぐろ養殖」に変更した。

(4)　前回調査（2013 年）まで、漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が１・２位の漁業種類を把握するとともに、動力漁船別に販売金額が最も多かった漁業種類について把握してきたが、漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が多いものを１～３位まで把握するとともに、販売金額の多い魚種を１～３位まで新たに把握した。あわせて、動力漁船についても出漁日数が多い漁業種類を１～３位まで新たに把握するとともに販売金額が多い漁業種類を１～３位まで把握した。

(5)　漁業経営体における漁獲物・収獲物の販売金額について、最上位階層（10 億円以上）に該当する場合に新たに実額を把握した。

(6)　漁業経営体における漁獲物・収獲物の出荷先について、外食産業を追加するとともに、消費者への直接販売の状況を詳細に把握するため、消費者に直接販売のうち、自営の水産物直売所、その他の水産物直売所、他の方法を追加した。

(7)　漁業以外に行った事業について、個人経営体のみ自営業の水産加工業、民宿、遊漁船業及びその他並びに勤めの区分で把握してきたが、漁家レストラン、農業、小売業を新しく区分に追加し、団体経営体も同様の内容を新たに把握した。

(8)　以下の調査項目は削除した。

(ｱ)　個人経営体における漁業従事世帯員の使用した動力漁船の大きさ

(ｲ)　個人経営体における遊漁船業の利用者数

(ｳ)　個人経営体の雇用者数や団体経営体の従事者数の居住地区分別人数

9　集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。